

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第94回）議事概要

I 日時 平成25年5月17日(金) 14時00分～15時20分

II 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

III 出席者

1. 委員等（敬称略）

徳田 英幸（分科会長）、伊東 晋（分科会長代理）、相澤 彰子、
相田 仁、石戸 奈々子、鈴木 陽一、根本 香絵、服部 武、前田 香織、
吉田 進、安藤 真、三木 哲也

（以上12名）

2. 総務省

（情報通信国際戦略局）

久保田総括審議官、田中技術政策課長

（情報流通行政局）

吉崎情報流通行政局長、南官房審議官、吉田総務課長、野崎放送技術課長、
吉田情報流通高度化推進室長

（総合通信基盤局）

吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、
森基幹通信課長、星重要無線室長、田原移動通信課長、山崎衛星移動通信課長、
菅田衛星移動通信課企画官、丹代電波環境課長

3. 事務局

松村情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

IV 議 題

1. 答申事項

（1）「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち、「デジタル特定ラジオマイクの技術的条件等」【平成14年9月30日付け諮問2009号】

審議の結果、移動通信システム委員会から提出があった報告書のとおり、一部答申することとなった。

【内容】

放送番組制作やコンサート、舞台劇場、イベント会場等で使用されているデジタル特定ラジオマイクについて、デジタル処理による音声の遅延時間が生じ

るために、コンサート等の極めて少ない遅延を要求される場面においては利用し難い状況にあることから、遅延時間を抑えたラジオマイクの技術的条件等について審議を行ったもの。

(2)「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち、「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」
【平成18年2月27日付け諮問2021号】

審議の結果、携帯電話等高度化委員会から提出があった報告書のとおり、一部答申することとなった。

【内容】

2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）について、先般国際標準化がなされた新方式であるWiMAX Release 2.1 Additional Elementsの導入、異なる方式の混在利用を念頭に置いた干渉検討及び複数のキャリアを一体で使用して高速伝送を実現するキャリアアグリゲーション技術の導入の三点に関する技術的条件について、審議を行ったもの。

2. 諮問事項

「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」について
【平成25年5月17日付け諮問第2033号】

本件については、移動通信システム委員会において、調査・検討を行うこととなった。

【内容】

本件は、防災行政無線等の業務用移動無線システムの高度化及び周波数の有効利用方策の検討、固定無線システムの高速度大容量化等の検討を行うもの。業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件について検討することとして諮問され、会長より情報通信技術分科会に付託された。

3. 議決事項

「情報通信技術分科会における委員会の設置（平成13年1月17日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第3号）」の一部改正について

【内容】

諮問事項を検討することとなった移動通信システム委員会における所掌を拡充するため、事務局提案により分科会決定を一部改正し、同委員会の名称を「陸上無線通信委員会」と変更することが了承された。

4. 報告事項

(1) 「航空無線通信の技術的諸問題について」【昭和 60 年 4 月 23 日付け諮問 10 号】のうち、「広域マルチラレーションシステムの無線設備に関する技術的條件」の検討開始

【内容】

現在、地上の空港内を走行する航空機や車両等を監視するために運用中の「マルチラレーションシステム」を、空港周辺上空を航行する航空機についても立体的に監視可能な「広域マルチラレーションシステム」の無線設備に関する技術的條件について検討を開始したことについて報告があったもの。

(2) 「放送システムに関する技術的條件」【平成 18 年 9 月 28 日付け諮問 2023 号】のうち、「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的條件」の検討開始

【内容】

現行の高精細度テレビジョン放送を超える高画質な映像形式を用いた放送の実現に向けて、関連する国際標準化の動向等を踏まえつつ、必要な技術的條件の検討を開始したことについて報告があったもの。

(3) 「国際無線障害特別委員会 (CISPR) の諸規格について」【昭和 63 年 9 月 26 日付け諮問第 3 号】のうち、「ワイヤレス電力伝送システムの実用化のための技術的條件」の検討開始

【内容】

ワイヤレス電力伝送システムの実用化に当たり、幅広い普及を前提とし、他の無線機器との共用及び電波防護指針への適合性等について検証した上で、当該システムから放射される漏えい電波の許容値や測定法等の技術的條件の検討を開始することについて報告があったもの。

(4) 通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップについて

【内容】

京都議定書第一約束期間（2008～2012年）における我が国の温室効果ガス削減の目標達成に向けた様々な取組の中で、総務省に関連する通信・放送業界の7団体等の取組に関して、報告があったもの。

本会議にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省 情報通信国際戦略局 管理室 調整係 安藤、奥石

電話 03-5253-5957

FAX 03-5253-5945

メール johotsushin-shingikai/●/soumu.go.jp

迷惑メール防止対策をしているため、/●/を@に置き換えてください。